

徴兵検査・兵役

兵役期間の義務と徴兵検査(1943年頃)

法律等	大日本帝国憲法、兵役法(1927年に「徴兵令」を改正)
兵役の義務	17歳～45歳(1943年までは40歳) 朝鮮人、台湾人も1943年から義務となる。 現役兵志願は17歳からできる。 ※1939年には義務制となった各市町村青年学校・在郷軍人会分会による軍事教練・予備教育
徴兵検査	満20歳(1944年からは満19歳)に達する(前年12月2日～当年12月1日)者
検査場所	本籍地の徴募区(1941年から一府県一徴募(連隊)となった)
検査期間	4月16日～7月31日
結果	体格別に、甲・乙・丙(以上は兵役適格)、丁・戊区分
兵種区分	甲種・乙種は現役兵(全員入営)、第一・第二補充兵(必要に応じて召集) 上記の内、徴集見込みの者は8月中・下旬ごろに歩・砲・工・輜重などに区分
現役兵数 (適齢男子中の現役入営者割合)	1937年度 18万7千人 38～43年度 33～39万人(45%) 44年度 113万人(77%)

「皇軍兵士の誕生」一ノ瀬俊也氏論文 『戦場の諸相』岩波講座
アジア・太平洋戦争5 岩波書店より

帝国臣民たる日本の男子たちがいかに選別されて兵士となったか、また、どのような軍隊生活を送ることになったのかをみてみましょう。

徴兵検査に合格してしまえば入営を拒否することはできませんでした。徴集延期の条件としては「生計困難ノ故」(兵役法第40条)がありました。が、軍事扶助法によって留守家族の生活扶助が行われ延期は困難でした。

また、これ以外には中等学校以上の学校(徴集猶予の特典のあるもの)に行くか、外国に在留するかでしたが、大多数の若者には関係のないことでした。

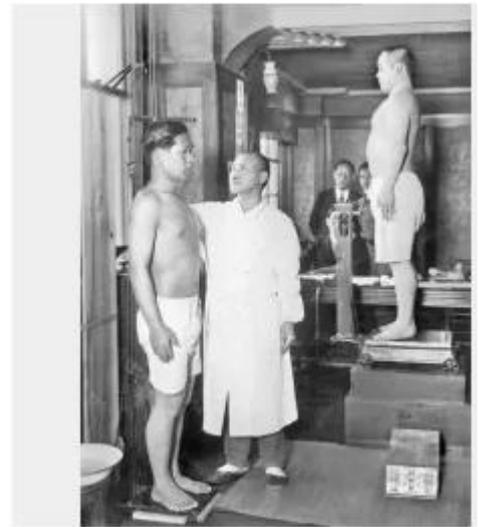
1943年9月22日、東条内閣は南方戦線での人員損耗を補うため大

学・高等学校・専門学校学生の猶予を停止しました。これによって入営・従軍した学生は全国で3万5千名にも及びました。逃亡は法による処罰の対象であり、残された家族まで「非国民」のそしりを免れることはできませんでした。

さまざまな測定を実施した



やなせたかしは、第一乙種合格
満二十一歳、陸軍の小倉の部隊に入
隊。兵役期間は五年間でした。



兵役の時期と期間

	徴兵検査(20歳)	20	25	30	35	40
甲種・第一乙種・第二乙種	陸軍常備兵役	現役2	予備役5年4か月	後備兵役10年		
	海軍常備兵役	現役3年	予備役4年	後備兵役5年	第一国民兵役満40歳まで	
	陸軍第一補充兵役	→(教育召集120日以内)第一補充兵役12年4か月				
	海軍第一補充兵役	→(第一補充兵役1年)第二補充兵役11年4か月				
	第二補充兵役	第二補充兵役12年4か月				
丙種	第二国民兵役満40歳まで					

出典『昭和の歴史3 天皇の軍隊』 大江志乃夫 小学館